特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報 の管理に関する事務(住民税非課税世帯等支援給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等支援給付金)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和5年7月10日

I 関連情報

- IAI TA	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等支援給付金)
	「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」(令和5年3月29日(内閣府地方創生推進室事務連絡)による住民税非課税世帯等支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務
	本給付金の積極支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。
②事務の概要	〇積極支給 令和5年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税 均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支 給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯である者のうち、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯 については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申 請書(請求書)及び申立書の審査を行う。
③システムの名称	統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、住民税非課税世帯等支援給付金システム
2 特定個人情報ファイ	1.夕

2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付(住民税非課税世帯等支援給付金)ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項・行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府 /総務省/令第5号)第74条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定め る事務を定める告示(令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 (令和5年/デジタル庁・総務省/告示第24号) <情報提供の根拠>情報提供なし	①実施の有無	[実施する]	<選択版> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特める事務を定める命告示(令和5年/デジグ <情報提供の根拠>	別表第二 第 定の個人を識 令第五十九条 タル庁・総務省	別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原市役所 福祉部 地域福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3512

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年7月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か			15年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	価書の種類				
2 2.2	項目評価				<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及	び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目記	平価書又は全項	頁目評価書において、リス	スク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	キャトワークシスラ	テムを通し	た入手を除	<.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	5
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) [()]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	
9. 従業者に対する教育・점	8発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

文 文画。			-t	I mark and the	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明